

令和6年度「地域公共交通等運行継続緊急支援事業」に係る補助事業者募集要領

令和6年12月18日

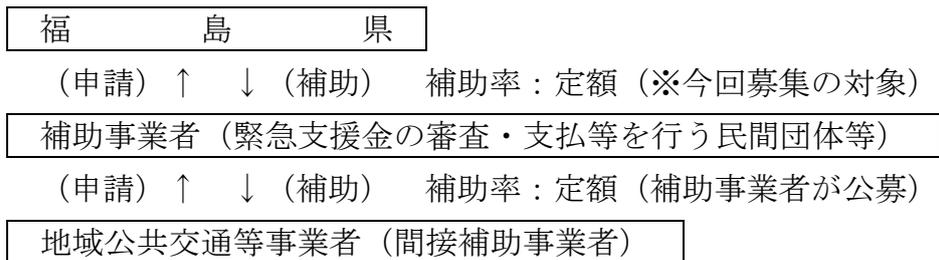
福島県生活交通課

福島県では、令和6年度「地域公共交通等運行継続緊急支援事業」の補助事業者（地域公共交通等事業者に対する補助事業の執行団体）を以下の要領で広く募集します。

1 事業目的

本事業は、現在の原油価格・物価高騰による路線バス（乗合バス）・高速バス・貸切バス・タクシー事業者、自動車運転代行業者及びトラック運送事業者（以下「地域公共交通等事業者」という。）への影響を緩和するため、民間団体等（以下「補助事業者」という。）が地域公共交通等事業者の車両維持に要する経費の一部を緊急支援金として助成する事業に要する経費を補助することにより、厳しい経営環境にある福島県内の地域公共交通等事業者の事業継続を支援することを目的とします。

2 事業スキーム



3 事業内容

本事業における補助事業者の業務の内容は、別紙1「令和6年度地域公共交通等運行継続緊急支援事業について」のとおりとします。

4 事業実施期間

交付決定日から令和7年3月15日まで

5 応募資格

次の(1)から(11)の全ての要件を満たす民間団体等とします。

- (1) 福島県内に拠点を有していること。
- (2) 本事業を的確に遂行する組織及び人員等を有する、又は確保することが可能であること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 本事業を推進する上で、福島県が求める措置を迅速かつ効率的に実施できる体制を構築できること。

- (5) 本事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること。
- (6) 本事業終了後、補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を必要な期間保存できること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (8) 福島県から補助金交付等の停止措置又は競争入札の指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (9) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (10) 応募期限の前6か月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、暴力団又は暴力団員の統制下にある者ではないこと。

6 補助金交付の要件

(1) 補助事業者の採択予定件数

1件

(2) 補助率及び補助額

定額補助（10/10）とし、495,208千円（事業費440,000千円、事務費55,208千円）を上限とします。

なお、最終的な実施内容、交付決定額については、福島県と調整した上で決定することとします。

(3) 支払時期

補助金の支払は、原則、精算払いです。ただし、福島県知事が認めた場合は、概算払いが可能です。

(4) 支払額の確定方法

本事業終了後、補助事業者から提出いただく実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち、交付決定額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。

また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

7 応募手続

(1) 募集期間

令和6年12月23日（月）～令和6年12月27日（金）17時必着

(2) 本公募についての説明

希望される方を対象に個別に行います。希望日の2日前までに御連絡ください。

(3) 応募方法

ア 以下の書類を7(4)の提出先まで持参又は郵送にて6部(原本1部、副本5部)を提出してください。

- ① 申請書(様式1)
- ② 提案書(様式2)
- ③ 法人等の定款
- ④ 法人等の概要が分かる説明資料(会社概要パンフレットなど)
- ⑤ 法人等の直近3年分の財務諸表

イ 提出された応募書類は、本事業の審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、福島県情報公開条例(平成12年福島県条例第5号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますので御了承ください。

ウ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、採択・不採択を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

エ 申請書及び提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現できることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先及び問い合わせ先

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県生活環境部生活交通課

「令和6年度地域公共交通等運行継続緊急支援事業」担当あて

電話 024-521-7177

電子メール koutsuu@pref.fukushima.lg.jp

8 審査・採択

(1) 審査方法

審査は、原則として、別途設置する庁内審査委員会において応募書類の審査を行います。必要に応じてヒアリング等を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 「5 応募資格」を満たしているか。
- ② 提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案内容が本事業の目的・対象と合致しているか。
- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤ 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑥ 事業の実施方法について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑦ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑧ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足な

く考慮し、適切に積算が行われているか。

(3) 採択結果の決定及び通知

採択予定者については、福島県生活交通課のホームページで公表するとともに、応募申請者全てに採択結果を通知します。なお、審査の過程や採択されなかった理由に関するお問い合わせ等、個別のお問い合わせには応じられませんので御了承ください。

9 交付決定

採択された申請者が福島県に補助金交付申請書を提出し、それに対して福島県が申請者に交付決定通知書を送付し、その後、事業開始となります。

なお、採択決定から交付決定までの間に、福島県との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合がありますので御了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

10 補助対象経費

(1) 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

なお、事務費については、間接補助事業の実績に応じて減額することがあります。

区分	補助対象経費	補助率
事業費	地域公共交通等事業者に対して、助成する緊急支援金	10分の10 (440,000千円)
事務費	人件費、振込手数料、旅費、賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、外注費、委託費、一般管理費、その他事業を行うために必要な経費	10分の10 (55,208千円)

※ 事務費において、一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、10%又は以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とします。なお、外注費、委託費を一般管理費の対象経費とすることはできません。

①企業における計算式

$$\text{一般管理費率} = (\text{「販売費及び一般管理費」} - \text{「販売費」}) \div \text{「売上原価」} \times 100$$

損益計算書から「売上原価」、「販売費及び一般管理費」を抽出し計算を行う。ただし、「販売費」（販売促進のために使用した経費（例：広告宣伝費、交際費等）については、決算書の注記事項などに記載がある場合は、その販売費を採用し、記載がない場合は企業から「販売費及び一般管理費」を「販売費」と「一般管理費」に区分した内訳書の提出を求め、その「販売費」を採用します。

②公益法人における計算式

$$\text{一般管理費率} = \text{「管理費」} \div \text{「事業費」} \times 100$$

正味財産増減計算書の経常費用から、「管理費」、「事業費」を抽出し計算を行う。ただし、「管理費」の内訳として、事業に直接従事する者の給与等、未払消費税額がある場合は除外することとします。

(2) 計上できない経費

ア 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は、経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）

イ その他事業に関係ない経費

(3) 補助対象経費からの消費税額の除外

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税額及び地方消費税仕入控除税額は、補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

11 想定スケジュール

令和6年12月23日（月）	補助事業者の募集開始
令和6年12月27日（金）午後5時	補助事業者の募集締切り
令和7年1月上旬	補助事業者の選定
令和7年1月中旬	補助金交付申請、交付決定
令和7年1月下旬から約3週間	緊急支援金交付対象者からの申請受付、審査、支払
令和7年3月15日頃	緊急支援金の交付事務終了
令和7年3月31日（月）まで	補助事業者に対する検査 補助金額の確定・支払

12 その他

- (1) 交付決定日以前に発生した経費（発注含む。）は、補助対象になりません。
- (2) 補助金の交付については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）の定めによるほか、補助金交付要綱等の関係法令等に基づき実施します。
- (3) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

13 問い合わせ先

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県生活環境部生活交通課

電話 024-521-7177

電子メール koutsuu@pref.fukushima.lg.jp